

基安安発0530第1号
基安労発0530第1号
基安化発0530第1号
平成25年5月30日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
(契印省略)

港湾に停泊中の船舶における貨物室の洗浄等作業における
留意事項について

マルポール条約（船舶汚染防止国際条約）附属書V（船舶からの廃物による汚染の防止のための規則）が改正されたことに伴い、国内担保法である海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）が平成24年9月に一部改正され、平成25年1月1日から船舶からの廃物の海洋投棄が原則禁止されています。

このことにより、海洋環境に有害な鉱石等のばら積み貨物を船舶から荷揚げした後に船内に残った貨物残渣や、船内を洗浄した洗浄水について、荷揚げして陸上で処理を行う必要が生じています。このため、港湾に停泊中の船舶において、海洋環境に有害な鉱石等のばら積み貨物を荷揚げした後の船内（船倉内）洗浄、洗浄後の貨物残渣及び洗浄水の回収、回収した貨物残渣及び洗浄水の荷揚げ、といった作業が発生しており、今後、船内（船倉内）洗浄も含め、これらの作業を港湾労働者が行うケースが出てくることが想定されます。

ついては、これらの作業における留意事項を下記のとおり示すので、了知の上、これらの作業を行う場合の指導に際して留意願います。

なお、本件については、別紙のとおり関係団体等に対し要請を行っておりますので、併せて了知願います。

記

1 高所作業における墜落防止措置

鉱石等のばら積み貨物を荷揚げした後の船内（船倉内）の洗浄作業及び貨

物残渣及び洗浄水の回収作業は、船倉内に降りて作業を行うことになるため、作業前後の船倉内への昇降や、船倉上部の洗浄を行う場合の墜落防止措置をとる必要があること。

2 高圧水による洗浄作業における措置

船内（船倉内）の洗浄において、高圧洗浄機を使用する場合には、高圧水の直撃による死傷災害を防止するため、平成23年5月23日付け基安発0523第1号「高圧洗浄作業における安全対策マニュアルについて」において提示した「産業洗浄（高圧洗浄作業）安全対策マニュアル」に従い、十分な措置をとる必要があること。

なお、「産業洗浄（高圧洗浄作業）安全対策マニュアル」は10Mpa以上の高圧水を使用しての作業が対象であるが、使用する高圧洗浄機の性能が10Mpaに満たない場合であっても、高圧水の直撃による死傷災害発生リスクを低減するため「産業洗浄（高圧洗浄作業）安全対策マニュアル」の内容に準じた措置をとる必要があること。

3 酸素欠乏症等の防止対策

酸素欠乏危険作業（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業をいう。）に該当する作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）を遵守するとともに、平成10年12月22日付け基安発第34号「酸素欠乏症等の防止対策の徹底について」の記に示した措置を講ずること。

4 化学物質へのばく露防止対策

- (1) 荷主より、当該作業の前に当該鉱石等のばら積み貨物に含まれる化学物質の危険有害性・取扱い上の注意事項について確認すること。当該内容は関係の労働者にも周知すること。
- (2) 密閉されたコンテナ内等で、作業中、換気が不十分となるおそれのある場合は、全体換気装置等を設け、空気中の化学物質の含有濃度が有害な程度にならないよう措置を講ずること。
- (3) 当該化学物質の危険有害性に応じ、適切な保護具、保護衣及び保護めがねを着用させること。
- (4) 作業衣の脱衣時等における粉状の化学物質の吸入を防ぐために、作業終了後に事務所等へ移動する前に適切な方法によって作業衣に付着した粉じん等の除去を行わせること。
- (5) その他、当該化学物質の種類に応じ適用のある関係法令を遵守すること。

5 その他

- (1) 回収した貨物残渣及び洗浄水は専用コンテナやフレコンバッグに入れた形等で取り扱うこととなるが、これらの取り扱い作業に係る安全対策としては、荷の飛来落下等による労働災害の危険に対する通常措置をとる必要があること。
- (2) 上記によるリスクのほか、作業の実施に当たってはリスクアセスメントを実施し、必要な措置をとることが望ましいこと。

(別紙)

基安安発0530第2号
基安労発0530第2号
基安化発0530第2号
平成25年5月30日

(別記団体の長 あて)

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長

港湾に停泊中の船舶における貨物室の洗浄等作業における
留意事項について

マルポール条約（船舶汚染防止国際条約）附属書V（船舶からの廃物による汚染の防止のための規則）が改正されたことに伴い、国内担保法である海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）が平成24年9月に一部改正され、平成25年1月1日から船舶からの廃物の海洋投棄が原則禁止されています。

このことにより、海洋環境に有害な鉱石等のばら積み貨物を船舶から荷揚げした後に船内に残った貨物残渣や、船内を洗浄した洗浄水について、荷揚げして陸上で処理を行う必要が生じています。このため、港湾に停泊中の船舶において、海洋環境に有害な鉱石等のばら積み貨物を荷揚げした後の船内（船倉内）洗浄、洗浄後の貨物残渣及び洗浄水の回収、回収した貨物残渣及び洗浄水の荷揚げ、といった作業が発生しており、今後、船内（船倉内）洗浄も含め、これらの作業を港湾労働者が行うケースが出てくることが想定されます。

ついては、これらの新たな作業においては、下記のとおり、災害リスク等を踏まえた留意事項が考えられますので、作業を行う場合に留意願います。

記

1 高所作業における墜落防止措置

鉱石等のばら積み貨物を荷揚げした後の船内（船倉内）の洗浄作業及び貨物残渣及び洗浄水の回収作業は、船倉内に降りて作業を行うことになるため、作業前後の船倉内への昇降や、船倉上部の洗浄を行う場合の墜落防止措置をとる必要があること。

2 高圧水による洗浄作業における措置

船内（船倉内）の洗浄において、高圧洗浄機を使用する場合には、高圧水の直撃による死傷災害を防止するため、平成23年5月23日付け基安発0523第1号「高圧洗浄作業における安全対策マニュアルについて」において提示した「産業洗浄（高圧洗浄作業）安全対策マニュアル」に従い、十分な措置をとる必要があること。

なお、「産業洗浄（高圧洗浄作業）安全対策マニュアル」は10Mpa以上の高圧水を使用しての作業が対象であるが、使用する高圧洗浄機の性能が10Mpaに満たない場合であっても、高圧水の直撃による死傷災害発生リスクを低減するため「産業洗浄（高圧洗浄作業）安全対策マニュアル」の内容に準じた措置をとる必要があること。

3 酸素欠乏症等の防止対策

酸素欠乏危険作業（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業をいう。）に該当する作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）を遵守するとともに、平成10年12月22日付け基安発第34号「酸素欠乏症等の防止対策の徹底について」の記に示した措置を講ずること。

4 化学物質へのばく露防止対策

- (1) 荷主より、当該作業の前に当該鉱石等のばら積み貨物に含まれる化学物質の危険有害性・取扱い上の注意事項について確認すること。当該内容は関係の労働者にも周知すること。
- (2) 密閉されたコンテナ内等で、作業中、換気が不十分となるおそれのある場合は、全体換気装置等を設け、空気中の化学物質の含有濃度が有害な程度にならないよう措置を講ずること。
- (3) 当該化学物質の危険有害性に応じ、適切な保護具、保護衣及び保護めがねを着用させること。
- (4) 作業衣の脱衣時等における粉状の化学物質の吸入を防ぐために、作業終了後に事務所等へ移動する前に適切な方法によって作業衣に付着した粉じん等の除去を行わせること。
- (5) その他、当該化学物質の種類に応じ適用のある関係法令を遵守すること。

5 その他

- (1) 回収した貨物残渣及び洗浄水は専用コンテナやフレコンバッグに入れた形で取り扱うこととなるが、これらの取り扱い作業に係る安全対策とし

ては、荷の飛来落下等による労働災害の危険に対する通常の措置をとる必要があること。

- (2) 上記によるリスクのほか、作業の実施に当たってはリスクアセスメントを実施し、必要な措置をとることが望ましいこと。

(別記団体の長)

- ・ 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
- ・ 一般社団法人 日本港運協会会長
- ・ 日本内航海運組合総連合会会長
- ・ 一般社団法人 日本船主協会会長

基安安発0530第2号

基安労発0530第2号

基安化発0530第2号

平成25年5月30日

一般社団法人 日本船主協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安全課長

労働衛生課長

化学物質対策課長

港湾に停泊中の船舶における貨物室の洗浄等作業における
留意事項について

マルポール条約（船舶汚染防止国際条約）附属書V（船舶からの廃物による汚染の防止のための規則）が改正されたことに伴い、国内担保法である海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）が平成24年9月に一部改正され、平成25年1月1日から船舶からの廃物の海洋投棄が原則禁止されています。

このことにより、海洋環境に有害な鉱石等のばら積み貨物を船舶から荷揚げした後に船内に残った貨物残渣や、船内を洗浄した洗浄水について、荷揚げして陸上で処理を行う必要が生じています。このため、港湾に停泊中の船舶において、海洋環境に有害な鉱石等のばら積み貨物を荷揚げした後の船内（船倉内）洗浄、洗浄後の貨物残渣及び洗浄水の回収、回収した貨物残渣及び洗浄水の荷揚げ、といった作業が発生しており、今後、船内（船倉内）洗浄も含め、これらの作業を港湾労働者が行うケースが出てくることが想定されます。

ついては、これらの新たな作業においては、下記のとおり、災害リスク等を踏まえた留意事項が考えられますので、作業を行う場合に留意願います。

記

1 高所作業における墜落防止措置

鉱石等のばら積み貨物を荷揚げした後の船内（船倉内）の洗浄作業及び貨物残渣及び洗浄水の回収作業は、船倉内に降りて作業を行うことになるため、作業前後の船倉内への昇降や、船倉上部の洗浄を行う場合の墜落防止措置をとる必要があること。

2 高圧水による洗浄作業における措置

船内（船倉内）の洗浄において、高圧洗浄機を使用する場合には、高圧水の直撃による死傷災害を防止するため、平成23年5月23日付け基安発0523第1号「高圧洗浄作業における安全対策マニュアルについて」において提示した「産業洗浄（高圧洗浄作業）安全対策マニュアル」に従い、十分な措置をとる必要があること。

なお、「産業洗浄（高圧洗浄作業）安全対策マニュアル」は10Mpa以上の高圧水を使用しての作業が対象であるが、使用する高圧洗浄機の性能が10Mpaに満たない場合であっても、高圧水の直撃による死傷災害発生リスクを低減するため「産業洗浄（高圧洗浄作業）安全対策マニュアル」の内容に準じた措置をとる必要があること。

3 酸素欠乏症等の防止対策

酸素欠乏危険作業（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業をいう。）に該当する作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）を遵守するとともに、平成10年12月22日付け基安発第34号「酸素欠乏症等の防止対策の徹底について」の記に示した措置を講ずること。

4 化学物質へのばく露防止対策

- (1) 荷主より、当該作業の前に当該鉱石等のばら積み貨物に含まれる化学物質の危険有害性・取扱い上の注意事項について確認すること。当該内容は関係の労働者にも周知すること。
- (2) 密閉されたコンテナ内等で、作業中、換気が不十分となるおそれのある場合は、全体換気装置等を設け、空気中の化学物質の含有濃度が有害な程度にならないよう措置を講ずること。
- (3) 当該化学物質の危険有害性に応じ、適切な保護具、保護衣及び保護めがねを着用させること。
- (4) 作業衣の脱衣時等における粉状の化学物質の吸入を防ぐために、作業終了後に事務所等へ移動する前に適切な方法によって作業衣に付着した粉じん等の除去を行わせること。
- (5) その他、当該化学物質の種類に応じ適用のある関係法令を遵守すること。

5 その他

- (1) 回収した貨物残渣及び洗浄水は専用コンテナやフレコンバッグに入れた形等で取り扱うこととなるが、これらの取り扱い作業に係る安全対策としては、荷の飛来落下等による労働災害の危険に対する通常措置をとる必

要があること。

- (2) 上記によるリスクのほか、作業の実施に当たってはリスクアセスメントを実施し、必要な措置をとることが望ましいこと。

基安安発0530第2号
基安労発0530第2号
基安化発0530第2号
平成25年5月30日

日本内航海運組合総連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長

港湾に停泊中の船舶における貨物室の洗浄等作業における
留意事項について

マルポール条約（船舶汚染防止国際条約）附属書V（船舶からの廃物による汚染の防止のための規則）が改正されたことに伴い、国内担保法である海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）が平成24年9月に一部改正され、平成25年1月1日から船舶からの廃物の海洋投棄が原則禁止されています。

このことにより、海洋環境に有害な鉱石等のばら積み貨物を船舶から荷揚げした後に船内に残った貨物残渣や、船内を洗浄した洗浄水について、荷揚げして陸上で処理を行う必要が生じています。このため、港湾に停泊中の船舶において、海洋環境に有害な鉱石等のばら積み貨物を荷揚げした後の船内（船倉内）洗浄、洗浄後の貨物残渣及び洗浄水の回収、回収した貨物残渣及び洗浄水の荷揚げ、といった作業が発生しており、今後、船内（船倉内）洗浄も含め、これらの作業を港湾労働者が行うケースが出てくることが想定されます。

ついては、これらの新たな作業においては、下記のとおり、災害リスク等を踏まえた留意事項が考えられますので、作業を行う場合に留意願います。

記

1 高所作業における墜落防止措置

鉱石等のばら積み貨物を荷揚げした後の船内（船倉内）の洗浄作業及び貨物残渣及び洗浄水の回収作業は、船倉内に降りて作業を行うことになるため、作業前後の船倉内への昇降や、船倉上部の洗浄を行う場合の墜落防止措置をとる必要があること。

2 高圧水による洗浄作業における措置

船内（船倉内）の洗浄において、高圧洗浄機を使用する場合には、高圧水の直撃による死傷災害を防止するため、平成23年5月23日付け基安発0523第1号「高圧洗浄作業における安全対策マニュアルについて」において提示した「産業洗浄（高圧洗浄作業）安全対策マニュアル」に従い、十分な措置をとる必要があること。

なお、「産業洗浄（高圧洗浄作業）安全対策マニュアル」は10Mpa以上の高圧水を使用しての作業が対象であるが、使用する高圧洗浄機の性能が10Mpaに満たない場合であっても、高圧水の直撃による死傷災害発生リスクを低減するため「産業洗浄（高圧洗浄作業）安全対策マニュアル」の内容に準じた措置をとる必要があること。

3 酸素欠乏症等の防止対策

酸素欠乏危険作業（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業をいう。）に該当する作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）を遵守するとともに、平成10年12月22日付け基安発第34号「酸素欠乏症等の防止対策の徹底について」の記に示した措置を講ずること。

4 化学物質へのばく露防止対策

- (1) 荷主より、当該作業の前に当該鉱石等のばら積み貨物に含まれる化学物質の危険有害性・取扱い上の注意事項について確認すること。当該内容は関係の労働者にも周知すること。
- (2) 密閉されたコンテナ内等で、作業中、換気が不十分となるおそれのある場合は、全体換気装置等を設け、空気中の化学物質の含有濃度が有害な程度にならないよう措置を講ずること。
- (3) 当該化学物質の危険有害性に応じ、適切な保護具、保護衣及び保護めがねを着用させること。
- (4) 作業衣の脱衣時等における粉状の化学物質の吸入を防ぐために、作業終了後に事務所等へ移動する前に適切な方法によって作業衣に付着した粉じん等の除去を行わせること。
- (5) その他、当該化学物質の種類に応じ適用のある関係法令を遵守すること。

5 その他

- (1) 回収した貨物残渣及び洗浄水は専用コンテナやフレコンバッグに入れた形等で取り扱うこととなるが、これらの取り扱い作業に係る安全対策としては、荷の飛来落下等による労働災害の危険に対する通常措置をとる必

要があること。

- (2) 上記によるリスクのほか、作業の実施に当たってはリスクアセスメントを実施し、必要な措置をとることが望ましいこと。

基安安発0530第2号
基安労発0530第2号
基安化発0530第2号
平成25年5月30日

一般社団法人 日本港運協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長

港湾に停泊中の船舶における貨物室の洗浄等作業における
留意事項について

マルポール条約（船舶汚染防止国際条約）附属書V（船舶からの廃物による汚染の防止のための規則）が改正されたことに伴い、国内担保法である海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）が平成24年9月に一部改正され、平成25年1月1日から船舶からの廃物の海洋投棄が原則禁止されています。

このことにより、海洋環境に有害な鉱石等のばら積み貨物を船舶から荷揚げした後に船内に残った貨物残渣や、船内を洗浄した洗浄水について、荷揚げして陸上で処理を行う必要が生じています。このため、港湾に停泊中の船舶において、海洋環境に有害な鉱石等のばら積み貨物を荷揚げした後の船内（船倉内）洗浄、洗浄後の貨物残渣及び洗浄水の回収、回収した貨物残渣及び洗浄水の荷揚げ、といった作業が発生しており、今後、船内（船倉内）洗浄も含め、これらの作業を港湾労働者が行うケースが出てくることが想定されます。

ついては、これらの新たな作業においては、下記のとおり、災害リスク等を踏まえた留意事項が考えられますので、作業を行う場合に留意願います。

記

1 高所作業における墜落防止措置

鉱石等のばら積み貨物を荷揚げした後の船内（船倉内）の洗浄作業及び貨物残渣及び洗浄水の回収作業は、船倉内に降りて作業を行うことになるため、作業前後の船倉内への昇降や、船倉上部の洗浄を行う場合の墜落防止措置をとる必要があること。

2 高圧水による洗浄作業における措置

船内（船倉内）の洗浄において、高圧洗浄機を使用する場合には、高圧水の直撃による死傷災害を防止するため、平成23年5月23日付け基安発0523第1号「高圧洗浄作業における安全対策マニュアルについて」において提示した「産業洗浄（高圧洗浄作業）安全対策マニュアル」に従い、十分な措置をとる必要があること。

なお、「産業洗浄（高圧洗浄作業）安全対策マニュアル」は10Mpa以上の高圧水を使用しての作業が対象であるが、使用する高圧洗浄機の性能が10Mpaに満たない場合であっても、高圧水の直撃による死傷災害発生リスクを低減するため「産業洗浄（高圧洗浄作業）安全対策マニュアル」の内容に準じた措置をとる必要があること。

3 酸素欠乏症等の防止対策

酸素欠乏危険作業（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業をいう。）に該当する作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）を遵守するとともに、平成10年12月22日付け基安発第34号「酸素欠乏症等の防止対策の徹底について」の記に示した措置を講ずること。

4 化学物質へのばく露防止対策

- （1）荷主より、当該作業の前に当該鉱石等のばら積み貨物に含まれる化学物質の危険有害性・取扱い上の注意事項について確認すること。当該内容は関係の労働者にも周知すること。
- （2）密閉されたコンテナ内等で、作業中、換気が不十分となるおそれのある場合は、全体換気装置等を設け、空気中の化学物質の含有濃度が有害な程度にならないよう措置を講ずること。
- （3）当該化学物質の危険有害性に応じ、適切な保護具、保護衣及び保護めがねを着用させること。
- （4）作業衣の脱衣時等における粉状の化学物質の吸入を防ぐために、作業終了後に事務所等へ移動する前に適切な方法によって作業衣に付着した粉じん等の除去を行わせること。
- （5）その他、当該化学物質の種類に応じ適用のある関係法令を遵守すること。

5 その他

- （1）回収した貨物残渣及び洗浄水は専用コンテナやフレコンバッグに入れた形等で取り扱うこととなるが、これらの取り扱い作業に係る安全対策としては、荷の飛来落下等による労働災害の危険に対する通常の措置をとる必

要があること。

- (2) 上記によるリスクのほか、作業の実施に当たってはリスクアセスメントを実施し、必要な措置をとることが望ましいこと。

基安安発0530第2号
基安労発0530第2号
基安化発0530第2号
平成25年5月30日

港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長

港湾に停泊中の船舶における貨物室の洗浄等作業における
留意事項について

マルポール条約（船舶汚染防止国際条約）附属書V（船舶からの廃物による汚染の防止のための規則）が改正されたことに伴い、国内担保法である海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）が平成24年9月に一部改正され、平成25年1月1日から船舶からの廃物の海洋投棄が原則禁止されています。

このことにより、海洋環境に有害な鉱石等のばら積み貨物を船舶から荷揚げした後に船内に残った貨物残渣や、船内を洗浄した洗浄水について、荷揚げして陸上で処理を行う必要が生じています。このため、港湾に停泊中の船舶において、海洋環境に有害な鉱石等のばら積み貨物を荷揚げした後の船内（船倉内）洗浄、洗浄後の貨物残渣及び洗浄水の回収、回収した貨物残渣及び洗浄水の荷揚げ、といった作業が発生しており、今後、船内（船倉内）洗浄も含め、これらの作業を港湾労働者が行うケースが出てくることが想定されます。

ついては、これらの新たな作業においては、下記のとおり、災害リスク等を踏まえた留意事項が考えられますので、作業を行う場合に留意願います。

記

1 高所作業における墜落防止措置

鉱石等のばら積み貨物を荷揚げした後の船内（船倉内）の洗浄作業及び貨物残渣及び洗浄水の回収作業は、船倉内に降りて作業を行うことになるため、作業前後の船倉内への昇降や、船倉上部の洗浄を行う場合の墜落防止措置をとる必要があること。

2 高圧水による洗浄作業における措置

船内（船倉内）の洗浄において、高圧洗浄機を使用する場合には、高圧水の直撃による死傷災害を防止するため、平成23年5月23日付け基安発0523第1号「高圧洗浄作業における安全対策マニュアルについて」において提示した「産業洗浄（高圧洗浄作業）安全対策マニュアル」に従い、十分な措置をとる必要があること。

なお、「産業洗浄（高圧洗浄作業）安全対策マニュアル」は10Mpa以上の高圧水を使用しての作業が対象であるが、使用する高圧洗浄機の性能が10Mpaに満たない場合であっても、高圧水の直撃による死傷災害発生リスクを低減するため「産業洗浄（高圧洗浄作業）安全対策マニュアル」の内容に準じた措置をとる必要があること。

3 酸素欠乏症等の防止対策

酸素欠乏危険作業（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業をいう。）に該当する作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）を遵守するとともに、平成10年12月22日付け基安発第34号「酸素欠乏症等の防止対策の徹底について」の記に示した措置を講ずること。

4 化学物質へのばく露防止対策

- (1) 荷主より、当該作業の前に当該鉱石等のばら積み貨物に含まれる化学物質の危険有害性・取扱い上の注意事項について確認すること。当該内容は関係の労働者にも周知すること。
- (2) 密閉されたコンテナ内等で、作業中、換気が不十分となるおそれのある場合は、全体換気装置等を設け、空気中の化学物質の含有濃度が有害な程度にならないよう措置を講ずること。
- (3) 当該化学物質の危険有害性に応じ、適切な保護具、保護衣及び保護めがねを着用させること。
- (4) 作業衣の脱衣時等における粉状の化学物質の吸入を防ぐために、作業終了後に事務所等へ移動する前に適切な方法によって作業衣に付着した粉じん等の除去を行わせること。
- (5) その他、当該化学物質の種類に応じ適用のある関係法令を遵守すること。

5 その他

- (1) 回収した貨物残渣及び洗浄水は専用コンテナやフレコンバッグに入れた形等で取り扱うこととなるが、これらの取り扱い作業に係る安全対策としては、荷の飛来落下等による労働災害の危険に対する通常の措置をとる必

要があること。

- (2) 上記によるリスクのほか、作業の実施に当たってはリスクアセスメントを実施し、必要な措置をとることが望ましいこと。